（第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項）

第三十一条　法第四十三条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託確認書の交付年月日

二　引渡しに係るフロン類が充**塡**されている第一種特定製品の所在

（第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間）

第三十二条　法第四十三条第三項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項）

第三十三条　法第四十三条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二　引渡しを委託したフロン類が充**塡**されている第一種特定製品の種類及び数

三　引渡しを委託したフロン類が充**塡**されている第一種特定製品の所在

四　フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所

五　承諾の年月日

六　第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者（第三十五条第一号及び第三十六条第一号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。）の氏名又は名称及び住所

（再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間）

第三十四条　法第四十三条第四項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付）

第三十五条　法第四十三条第五項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

一　引渡しに係るフロン類が充**塡**されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

二　法第四十三条第四項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

（第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項）

第三十六条　法第四十三条第五項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所

二　委託確認書の回付年月日

（第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充**塡**回収業者への委託確認書の回付）

第三十七条　法第四十三条第六項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

一　引渡しに係るフロン類が充**塡**されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充**塡**回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

二　法第四十三条第四項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

（第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項）

第三十八条　法第四十三条第六項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託確認書の回付年月日

二　引渡しを受ける第一種フロン類充**塡**回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

（第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間）

第三十九条　法第四十三条第七項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（第一種フロン類充**塡**回収業者等によるフロン類の回収に関する基準）

第四十条　法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充**塡**されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充**塡**されているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。

二　フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

（第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項）

第四十一条　法第四十五条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

二　引き取ったフロン類が充**塡**されていた第一種特定製品の種類及び数

三　フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在

四　フロン類を引き取った第一種フロン類充**塡**回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

五　引取証明書の交付年月日

六　フロン類の引取りを終了した年月日

七　引き取ったフロン類の種類ごとの量

（第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付）

第四十二条　法第四十五条第一項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

一　フロン類の引取り後速やかに交付すること。

二　引き取ったフロン類が充**塡**されていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

（第一種フロン類充**塡**回収業者の引取証明書の写しの保存期間）

第四十三条　法第四十五条第一項の主務省令で定める期間は、三年とする。

（第一種フロン類引渡受託者に交付する引取証明書の記載事項）

第四十四条　第四十一条の規定は、法第四十五条第二項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十一条第一号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

（第一種フロン類引渡受託者への引取証明書の交付）

第四十五条　第四十二条の規定は、法第四十五条第二項の規定による引取証明書の交付について準用する。この場合において、第四十二条第二号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

（引取証明書等の交付等を受けるまでの期間）

第四十六条　法第四十五条第四項の主務省令で定める期間は、法第四十三条第一項の書面又は委託確認書の交付の日から三十日とする。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から九十日とする。

（第一種特定製品廃棄等実施者の報告）

第四十七条　法第四十五条第四項の規定による報告は、速やかに法第四十三条第一項の規定により交付した書面の写し又は同条第二項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

（第一種フロン類充**塡**回収業者等の引取証明書等の保存期間）

第四十八条　第四十三条の規定は、法第四十五条第二項、第三項及び第五項の主務省令で定める期間について準用する。